

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公開番号】特開2005-293022(P2005-293022A)

【公開日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2005-041

【出願番号】特願2004-104734(P2004-104734)

【国際特許分類】

**G 0 7 G 1/12 (2006.01)**

**G 0 7 G 1/00 (2006.01)**

【F I】

G 0 7 G 1/12 3 2 1 K

G 0 7 G 1/12 3 2 1 P

G 0 7 G 1/00 3 0 1 D

G 0 7 G 1/00 3 1 1 E

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月15日(2006.9.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品に付されたデータを読み取るリーダと、  
用紙に印字を行なうプリンタと、  
ICチップを搭載する媒体をセットするためのセット部と、  
前記セット部にセットされた前記媒体が搭載する前記ICチップが書き換え自在に記憶する貨幣と等価な経済的価値を持つ金銭情報の読み出しと変更とを実行するリーダライタと、

1個の商品について、前記リーダによるその商品に付された前記データの読み取りがあった場合、引き続き、前記リーダライタを駆動制御して前記セット部にセットされている媒体から前記データに基づき特定される価格相当分の金銭情報の引き落とし処理を実行し、前記プリンタを駆動制御して当該商品単品限りのレシートの発行処理を実行する手段と、を備えるセルフチェックアウト端末。

【請求項2】

把持可能なハンドルと、このハンドルの先端に連結する機器収納部とを有し、  
前記機器収納部は、前記ハンドルとの連結部分の近傍に前記プリンタによる印字がなされるロール紙を収納するための用紙収納部を備える、請求項1記載のセルフチェックアウト端末。

【請求項3】

情報を表示するディスプレイと、  
肯定と否定との択一的な選択を可能にする操作部と、  
前記リーダによる前記データの読み取り後、カード決済するかどうかを前記ディスプレイによる表示で問い、前記操作部による操作によってカード決済するかどうかを選択させる手段と、  
を備え、

前記セット部は、カード型の前記媒体を挿脱自在にセット可能とし、

前記機器収納部は、前記ディスプレイと前記用紙収納部との間に前記セット部及び前記リーダライタを配置する、請求項 2 記載のセルフチェックアウト端末。

【請求項 4】

前記リーダライタは、前記ハンドルの側から前記カード型の媒体の挿入を許容する、請求項 3 記載のセルフチェックアウト端末。

【請求項 5】

前記レシートには、前記プリンタを駆動制御して単品限りの決済情報を示す取引明細部を印字するようにした、請求項 1 記載のセルフチェックアウト端末。

【請求項 6】

前記レシートには、前記プリンタを駆動制御して決済済みであることを示す購入証明部を印字するようにした、請求項 1 記載のセルフチェックアウト端末。